

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和4年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業(健康増進法)に関する事務
②事務の概要	<p>1 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業の実施であって主務省令で定める事業のうち、次に定める事業</p> <p>(1) 健康手帳の交付 (2) 健康教育 (3) 健康相談 (4) 機能訓練 (5) 訪問指導 (6) 総合的な保健指導推進事業 (7) 歯周疾患検診 (8) 骨粗鬆症検診 (9) 肝炎ウイルス検診</p> <p>(10) 健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2第4号に定める健康診査 (11) 健康増進法施行規則4条の2第5号に定める保健指導 (12) がん検診</p> <p>2 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う</p> <p>(1) 歯周疾患検診 (2) 肝炎ウイルス検診 (3) 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 (4) 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 (5) がん検診</p>
③システムの名称	1.健康管理システム 2.庁内基本情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第76項 別表第2第102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2第102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4867(直)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医療係 0463-94-4616(直)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-②-所属長の役職	健康づくり課長 辻 雅弘	課長	事後	
平成30年4月1日	I-7-請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市市役所 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	事後	
平成30年4月1日	I-8-連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市市役所 保健福祉部 健康づくり課 地域医療係 0463-94-4711(内)6116	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医 療係 0463-94-4711(内)6116	事後	
平成30年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-7-請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4867(直)	事後	
令和1年6月28日	I-8-連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医 療係 0463-94-4711(内)6116	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医 療係 0463-94-4616(直)	事後	
令和1年6月28日	II-1-いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和元年6月20日	事後	
令和1年6月28日	II-2-いつの時点の計数か	平成30年4月1日	令和元年6月20日	事後	
令和2年6月28日	IV-リスク対策	-	様式変更に伴う追加	事後	
令和2年6月28日	II-1-いつ時点の計数か	令和元年6月20日	令和2年6月22日	事後	
令和2年6月28日	II-2-いつの時点の計数か	令和元年6月20日	令和2年6月22日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月18日	I-3-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1第76項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1第76項 別表第2第102の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 	事前	
令和4年2月18日	I-4-実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月18日	I-4-法令上の根拠	-	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第2第102の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 	事前	
令和4年2月18日	II-1-いつ時点の計数か	令和2年6月22日	令和4年2月18日	事前	
令和4年2月18日	II-2-いつの時点の計数か	令和2年6月22日	令和4年2月18日	事前	
令和4年2月18日	IV-6-情報共有ネットワークシステムとの接続	-	十分である	事前	